

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第5号説明資料

令和3年2月15日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～3
新旧対照表	-----	4～6

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しが令和 3 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 33 万円から 43 万円に 10 万円引き上げることとされました。

これに伴い、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正が令和 3 年 1 月 1 日に施行され、国民健康保険税の軽減判定所得の計算方法について見直しが行われました。

また、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が設けられ、課税所得の計算方法を見直し、令和 3 年度に係る国民健康保険税の課税分から適用されることになりました。

以上のことを踏まえ、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 軽減判定所得について

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げられたことにより、国民健康保険税の 7 割・5 割・2 割の軽減割合に該当する世帯の軽減区分に変更が生じないようにするため、軽減判定所得の計算方法について見直しを行います。

軽減割合	前年の世帯総所得金額	
	改正後	現行
7 割	$\frac{43 \text{ 万円}}{+10 \text{ 万円}} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$\frac{33 \text{ 万円}}$
5 割	$\frac{43 \text{ 万円}}{+28.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{ 万円}} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$\frac{33 \text{ 万円}}{+28.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数})}$
2 割	$\frac{43 \text{ 万円}}{+52 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数}) + 10 \text{ 万円}} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$\frac{33 \text{ 万円}}{+52 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数})}$

例：給与収入の夫婦と子ども1人の3人世帯の軽減判定所得

夫：給与収入230万円 給与所得（改正後：153万円 現行：143万円）

妻：給与収入100万円 給与所得（改正後：45万円 現行：35万円）

	改正後	現行
総所得金額	153万円+45万円 =198万円	143万円+35万円 =178万円
7割軽減	43万円 +10万円×(2-1) =53万円	33万円
5割軽減	43万円 +28.5万円×3人 +10万円×(2-1) =138万5千円	33万円 +28.5万円×3人 =118万5千円
2割軽減	43万円 +52万円×3人 +10万円×(2-1) =209万円	33万円 +52万円×3人 =189万円

これにより収入が変わらない場合には、軽減割合に変更はありません。

〔参考〕平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴う最低控除額の変更

	改正案	現行
給与所得控除額	55万円	65万円
公的年金等控除額	110万円	120万円

- (2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う規定の整備について

5年を超えて所有していた土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、利活用されていないまま所有されている空き地や空き家等の低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡価額から取得費及び譲渡費用を控除し、更に100万円を控除する特別控除制度が創設されたことに伴い、関係規定を整備します。

現行

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{長期譲渡所得の金額}$$

創設：低未利用土地等の譲渡がある場合

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \underline{\text{特別控除 100万円}} = \text{長期譲渡所得の金額}$$

- (3) 施行日

令和3年4月1日から施行します。

- (4) 経過措置

改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、<u>法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者</u></p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上</u></p>	<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</u></p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に</u></p>

改正案	現行
<p>の場合にあっては、<u>法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p> <p>3 省略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第</p>	<p>該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</u></p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」とする。</p> <p>3 省略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7</p>

改正案	現行
<p>9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合において準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>6～13 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合において準用する。この場合において前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>6～13 省略</p>